

第2期浜松市カーボンニュートラル 達成事業者認定制度

浜松市カーボンニュートラル達成事業者認定制度について、第2期（令和6年度）の申請受付を開始します。皆様からの申請をお待ちしております。

<認定制度の概要・必要書類>

目的	カーボンニュートラルに市内のトップランナーとして取り組む事業者を認定・顕彰するとともに、その取組を周知し、市内事業者のカーボンニュートラルへの対応を促進するもの
対象者	浜松市内において事業所を立地している法人
認定要件	浜松市内に立地する事業所（複数ある場合は全て）で以下の要件を満たすこと 【1つ星】エネルギー起源のCO ₂ 排出 [※] のうち、電力使用に伴うCO ₂ 排出の実質ゼロを達成していること （ただし、当該事業所に設置されたコージェネレーションシステムにより発電した電力は除外する。） 【2つ星】エネルギー起源のCO ₂ 排出 [※] の実質ゼロを達成していること （ただし、社用車等の車両に使用するエネルギーは除外する。） ※電力、熱又は燃料の使用に伴い排出される二酸化炭素をいう。
必要書類	・申請書（様式あり） ・直近2期分の決算書 ・対象事業所のCO ₂ 排出の実質ゼロの達成状況がわかる資料の写し（グリーン電気やカーボンニュートラルガスの契約書、証明書、請求書など）

<申請方法・審査結果等>

- 【申請期間】 令和6年11月1日（金）から12月20日（金）まで ※必着
- 【申請方法】 必要書類を直接または郵送でカーボンニュートラル推進事業本部にご提出ください。
（直接、書類を持参される場合は、土曜日・日曜日・祝日を除く日の8:30~17:15まで受付）
- 【必要書類】 申請書などの必要書類は浜松市ホームページからダウンロードできます。
浜松市 HP → ホーム → 創業・産業・ビジネス → 浜松市のカーボンニュートラル政策 → 浜松市カーボンニュートラル達成事業者認定制度
- 【審査結果】 申請をした事業者には、審査終了後に結果をお知らせします。
- 【その他】 認定された事業者には令和7年1月下旬に認定証を交付します。その他、浜松市ホームページでの取組紹介など、事業者のカーボンニュートラルの取り組みを広く発信します。

<参考：昨年度（第1期）の実績>

1つ星 6事業者、2つ星 5事業者 計11事業者を認定しました。

1つ星	遠州信用金庫、スズキ(株)、(株)ソミックアドバンス、第一工業(株)、高丘電子(株)、ローランド ディー. ジー. (株)
2つ星	サーラカーズジャパン(株)、(株)静岡銀行、常盤工業(株)、(株)中村組、中村建設(株)

※50音順

<参考：第1期認定証授与式（令和6年1月31日）>

【認定証の授与】



【認定事業者全体写真】



《お問い合わせ・提出先》

浜松市カーボンニュートラル推進事業本部（市役所本館6階）

住所：〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2

TEL：053-457-2502 FAX：050-3730-8104

E-mail：ene@city.hamamatsu.shizuoka.jp

